

設例6（家族法）

問題：

Xの夫Yは、Aから100,000キップを借りた。しかし、返済期限の3か月が過ぎても、YはAに返済することができなかった。Yには財産がなく、返済の目途は立っていない。

（1）と（2）は別個の問題である。

（1）YがAから借りた100,000キップは、Xとの生活費に当てるためのものであった。この場合、AはXに対し、100,000キップの返済を請求することができるか。

（2）YがAから借りた100,000キップは、Yの趣味であるゴルフ用具を購入するためであった。この場合、AはXに対し、100,000キップの返済を請求することができるか。AがYへの融資金の使途を知っていた場合と知らなかった場合に分けて検討しなさい。

その後、XとYは協力して働いて貯金を貯め、土地を買って建物を建てた。土地・建物の登記名義は、便宜上Y名義になっていた。この場合において、次の問題を検討しなさい。（3）と（4）は別個の問題である。

（3）XとYが離婚した場合、XはYに対し、土地・建物について何らかの権利を主張することができるか。

（4）XとYは海外旅行中に事故で死亡したが、どちらが先に死亡したかは明確でない。X・Y間に子はなく、XにもYにも兄弟姉妹はなかったが、Xの父AとYの母Bが生存している。この場合、土地・建物は誰の所有物になるか。

解説：

（1）について

夫婦は、婚姻から生じる費用（婚姻費用）を分担しなければならない。夫婦間における分担の割合は、各自の資産、収入、その他一切の事情を考慮して決定される（民法760条）。しかし、これは夫婦内部での婚姻費用の分担割合を定めたものであり、夫婦の一方が第三者と売買、その他の法律行為をした場合、それによって権利・義務を取得するの

は、当該行為をした夫婦の一方である。

しかし、当該法律行為が夫婦の共同生活における「日常の家事」に関するものであるときは、当該法律行為をした夫婦の一方が相手方に対して責任を負うだけでなく、他の一方も、予め相手方に対して責任を負わない旨を予告していたのでないかぎり、連帯責任を負う（民法761条）。これは、夫婦は相互に「日常の家事」に関する法律行為につき他方を代理する権限（法定代理権）を有することを規定している。

本問（1）の場合、Aから100,000キップを借りたのはYであるが、それが生活費に用いるためであったときは、「日常の家事」に関するものであると判断されるから、Xも連帯責任を負い、YとともにAに対して100,000キップ全額の返済義務を負うことになる。したがって、XがAから100,000キップの返済を請求されたときは、これを拒むことはできず、Aに支払ったうえで、民法760条の前記基準に従い、Yが分担すべき部分について、求償請求をすることになる。

*参考条文

【民法 760 条】（婚姻費用の分担）

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

【民法 761 条】（日常の家事に関する債務の連帯責任）

夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

（2）について

YがAから借りた 100,000 キップがYの趣味であるゴルフ用具を購入するためであった場合、ゴルフ用具の購入は「日常の家事」に関するものとは判断されないから、XはAから100,000 キップの返済を請求されても、それはYがゴルフ用具を購入するための借金であり、「日常の家事」に関するものとはいえないから、自分は責任を負わないと反論して、返済請求を拒むことができる。

しかし、Aにとっては、Yの借金がX Y夫婦の婚姻費用に当てたためなのか、Y個人の趣味の買い物に用いるためなのかは分からないことがある。そこで、判例は、Aからの借金がX Y夫婦の「日常の家事」に関する法律行為の範囲内にあるものと信じたことに正当な理由

があれば、それが実際には「日常の家事」の範囲に入らない場合であっても、AはXに連帯責任を追及することができる」と解している（★最高裁判所 1969 年 12 月 18 日判決・民事判例集 23 卷 12 号 2476 頁）。この場合、判例は、代理人が代理権の範囲を越えて相手方と法律行為をした場合でも、相手方が当該法律行為は代理権の範囲内にあると信じたことに正当な理由がある場合は、本人が当該法律行為から生じた責任を負うと規定する民法 110 条を類推適用している。

この判例に従えば、本問では、YがAから借りた 100,000 キップがYの趣味であるゴルフ用具を購入するためであるとAが知っていたとき、または通常の注意を用いれば知りえたときは、AはXに連帯責任を追及して 100,000 キップの返還を請求することはできない。しかし、Aがそうした事情を知らず、かつ知らなかったことに過失がなく、生活費に用いるものと信じたことに正当な理由があることをAが主張・立証した場合は、民法 110 条を類推適用し、AはXに対しても 100,000 キップの返済を請求することができる。例えば、Yは生活費が不足したときはいつもAから借金をし、返済することを繰り返しており、今回もまた生活費に用いるためであろうとAが信じても不自然でないことをAが主張し、裁判所がこれを認めた場合である。この場合、Xは 100,000 キップをAに支払ったうえで、Yに対して全額を求償請求することができる。

【民法 109 条】（代理権授与の表示による表見代理等）

- ① 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

【民法 110 条】（権限外の行為の表見代理）

前条第 1 項本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

（3）について

夫婦の財産関係については、夫婦間で夫婦財産契約がされれば、それによって財産権の帰属が決定される（民法 755 条）。この場合、婚姻届の前に夫婦財産契約の登記をしておかなければ、以下にみる法定財産制（民法 762 条）と異なる内容の権利・義務関係は、第三者に対して対抗することができない（民法 756 条）。夫婦財産契約がないときは、法律によって財産権の帰属が決定される（法定財産制）。それによれば、①夫婦の各自が婚姻前から所有する財産、②婚姻後に自分の名前で取得した財産は、それぞれ自分が所有する特有財産と認められる（民法 762 条 1 項）。それ以外の財産は、夫婦間で特約がなく、夫婦のいずれに帰属するか不明な場合は、夫婦の共有と推定される（民法 762 条 2 項）。夫婦間が円満である間は、これで問題ない。

しかし、XとYが離婚した場合は、夫婦間で共同生活をする間に蓄積された財産を公平に分配するために、夫婦の一方から他方に対する財産分与請求が認められる（民法 768 条）。

本問の場合、たとえYの所有名義になっている土地・建物であっても、実質的にはXがその取得に協力した部分もあるはずであるから、離婚に際してはその分を清算するために、Xには財産分与請求権が認められる。XのYに対する財産分与請求に対し、XY間で協議が成り立たないときは、Xは離婚時から2年以内であれば、家庭裁判所に対し、協議に代わる処分を求めることができる。この場合、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額、その他の一切の事情を考慮して財産分与の有無・額・方法を定めるものとされている（民法 768 条、771 条）。

本問では、本件土地・建物の価格、それを取得した時のXYそれぞれの寄与、その後の生活状況、XYそれぞれの資産・収入、離婚に至った経緯等の事情を考慮し、XがYに対して財産分与請求できるかどうか、請求できる場合の額や方法（売却して代金を分割するか、XかYの一方が単独で取得して、財産分与すべき額を金銭で支払うかなど）を決定することになる。

【民法 755 条】（夫婦の財産関係）

夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、次款〔760 条～762 条〕に定めるところによる。

【民法 756 条】（夫婦財産契約の対抗要件）

夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。

【民法 762 条】（夫婦間における財産の帰属）

①夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。

②夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。

【民法 768 条】（財産分与）

①協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。

②前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

③前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。

【民法 771 条】（協議上の離婚の規定の準用）

第 766 条から第 769 条までの規定は、裁判上の離婚について準用する。

（4）について

日本民法では、相続人には配偶者相続人と血族相続人があり、血族相続人は①子（またはその代襲者・再代襲者）、②直系尊属、③兄弟姉妹（またはその代襲者）の順に相続人となる（民法 887 条、889 条、890 条）。

本問の場合、XY 夫婦はともに死亡し、XY 夫婦の間に子はないが、X の父 A と Y の母 B が生存しているから、血族相続人の第 2 順位である A が X の、同じく B が Y の相続人となる。

この場合、仮に（i）X が先に死亡し、その後 Y が死亡したときは、X の相続財産は配偶者 Y が $\frac{2}{3}$ 、X の父 A が $\frac{1}{3}$ の割合で相続する。その後、Y の死亡により、Y が X から相続した $\frac{2}{3}$ の財産と Y 自身の財産を、Y の母 B が相続することになる（民法 900 条）。

反対に、（ii）Y が先に死亡し、その後 X が死亡したときは、Y の相続財産は配偶者 X が $\frac{2}{3}$ 、Y の母 B が $\frac{1}{3}$ の割合で相続する。その後、X の死亡により、X が Y から相

続した 3 分の 2 の財産と X 自身の財産を、X の父 A が相続することになる（民法 900 条）。

しかし、X Y 間の死亡の先後が不明の場合は、同時に死亡したものと推定される結果（民法 32 条の 2）、X Y 間に相続は起こらないものとして処理される。したがって、本問の場合、X の財産はすべて A が、Y の財産はすべて B が相続することになり、X の財産を B が相続することも、Y の財産を A が相続することもないことになる。

その結果、Y の所有名義になっている本件土地・建物は、Y の母 B がすべて相続することになる。ただし、本件土地・建物が便宜的に Y の所有名義になっているものの、実質的には X も購入資金を拠出して取得した共有物であったときは、Y の特有財産とみることはできない。したがって、その場合は、X の父 A は本件土地・建物の実質的な共有割合（例えば、X 2 分の 1、Y 2 分の 1）を立証し、その割合に従って X の共有持分権を相続したことを主張することができる。A の主張が認められた場合、A は B に対し、本件土地・建物の所有名義を B の単独名義から、A B の共有名義へと更正することを請求できる。また、A は共有持分権に基づいて B に対して共有物分割請求をすることもできる（民法 256 条、258 条）。

【民法 887 条】（子及びその代襲者等の相続権）

①被相続人の子は、相続人となる。

②被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

③前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

【民法 889 条】（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

①次に掲げる者は、第 887 条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

②第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

【民法 890 条】（配偶者の相続権）

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

【民法 900 条】（法定相続分）

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各 $\frac{2}{3}$ とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、 $\frac{2}{3}$ とし、直系尊属の相続分は、 $\frac{1}{3}$ とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、 $\frac{3}{4}$ とし、兄弟姉妹の相続分は、 $\frac{1}{4}$ とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の $\frac{2}{3}$ とする。

【民法 32 条の 2】（同時死亡の推定）

数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

【民法 256 条】（共有物の分割請求）

①各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、5 年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。

②前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から 5 年を超えることができない。

【民法 258 条】（裁判による共有物の分割）

①共有物の分割について共有者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、その分割を裁判所に請求することができる。

②裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができる。

一 共有物の現物を分割する方法

二 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法

③前項に規定する方法により共有物を分割することができないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。

④裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。